

令和2年度 第2回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会
資料の概要説明

資料1 第1回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会の質問について

- 第1回障害者分科会（書面開催）でいただきましたご質問・ご意見の内容と回答を記載しています。

資料2 第6期加賀市障がい者計画等策定のためのアンケート調査結果について

- アンケートを 603 人に送付し、367 人から回答をいただきました。回収率は、60.9%（前回 51.9%）でした。
- アンケート調査結果集計表は、総計（全体）のほか障がい種別（身体、知的、精神）の内訳を記載しています。
- 表中の網掛け（着色）部分は、回答の割合が大きいなどの特徴がある部分です。
- 各設問の回答の傾向は、表の下にそれぞれ記載しています。
- アンケート調査から読み取れる主な内容は、
問8 将来は自宅で家族と暮らしたいと回答する割合が大きい。
問9 地域で生活するためには、経済的負担の軽減のほか、在宅での支援が必要と回答する割合が大きい。
問12 外出の目的は、買い物、医療機関への受診、通勤・通学・通所の回答割合が大きい。
問13 外出時に困ることは、公共交通機関が少ない、段差が多い、お金がかかる、困ったときにどうすればいいのか心配と回答する割合が大きい。
問16 今後、仕事をしたいと回答する割合は、知的と精神で大きい。
問17 就労支援としては、通勤手段の確保、職場での理解が必要と回答する割

合が大きい。

問19 利用したいサービスとしては、居宅介護、短期入所のほか、就労系のサービスを利用したいと回答する割合が比較的大きい。

問20 普段の悩みや困りごとは、家族など身近な人に相談する割合が大きい。

問23 地区の行事、お店、職場や学校で嫌な思いをしたと回答する割合が大きい。

問26 災害時に困ることは、避難所での生活環境、投薬や治療のこと、迅速に避難することができない、コミュニケーションがとれないと回答する割合が大きい。

となっています。

- その他、ご意見（自由記載）を多数いただいております。
- 今回のアンケート結果は、第6期計画の巻末の資料として掲載したいと考えています。

資料3 第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第2期加賀市障がい児福祉計

画の素案について

- 第5期計画と同様の構成で素案を作成しています。主な内容や第5期計画からの変更点は、以下のとおりです。

第1部第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向 (p1)

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」や「共生社会」の実現の推進などを追記しています。

(2) 県の動向 (p2)

- 「石川県手話言語条例」の制定、「共生社会づくり条例」の制定などを追記し

ています。

2 計画の性格 (p3~p4)

- 「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき作成しています。

3 計画の期間 (p5)

- 令和3年度から令和5年度までの3年間としています。

4 計画の策定体制 (p6~p8)

- 「障害者分科会」での審議、「加賀市じりつ支援協議会」での協議等を行い、計画を策定しています。
- ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しています。
- 第6期計画案を、障害者分科会から市長へ答申（2月予定）した後、3月にパブリックコメント（市民意見の公募）を実施する予定です。

5 計画の推進 (p9)

- 本計画を推進するため、障害者分科会の開催、市の関係部局との連携、加賀市じりつ支援協議会との連携を行います。

6 計画の達成状況の点検と評価 (p10)

- 本計画は、「計画策定」⇒「施策の実施」⇒「点検評価」⇒「改善」⇒「計画策定」というサイクルを実施します。

第1部第2章 障がいのある人（子ども）の状況

1 障がい者手帳所持者数の推移 (p11~p15)

- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

2 障がいのある人（子ども）のその他の状況 (p16~p18)

- 第5期計画ではデータの種類が多かったため、今回は、障害者分科会で報告

しているデータを基本に掲載しています。

3 障害福祉サービス等の利用状況 (p19~p21)

- 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業の利用状況、障害支援区分認定状況を掲載しています。

第2部第1章 計画の基本構想

1 基本理念 (p22)

- 第5期計画の基本理念、

「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり」を継続して設定しています。

2 基本目標 (p23)

- 「障がいと障がいのある人への理解」が重要であると考え、第5期計画では、基本目標3であった「人にやさしいまちづくり」を第6期計画では基本目標1としました。(基本目標1と3の入替)

3 施策の体系 (p24)

- 同様に、施策においても基本目標1の最初の施策を「(1)障がいと障がいのある人への理解」としました。(第5期計画では基本目標3の(2))

第2部第2章 加賀市障がい者計画 (p25~p44)

- 上記「施策の体系」に基づく取組の内容を掲載しています。第5期計画では「施策」として掲載していましたが、第6期計画では、より具体的な「事業」で掲載することとしました。
- 掲載している「事業」は、現在実施しているものがほとんどですが、新規事業等は、次のとおりです。

p28 「公共施設のバリアフリー化」: これまでも公共施設の整備、改修の際にはバリアフリー化を行っていますが、第6期計画では事業として明記し、実施状況を障害者分科会で報告することとします。

p28 「スマートシティ推進事業」: 全庁的にデジタル化による市民サービスや業務効率の向上に取り組むもので、第5期計画の「スマートインクルージョンの推進」は当事業の一環として実施します。

p29 「読書環境の整備」: 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)、「加賀市読書活動推進条例」(制定予定)の趣旨を踏まえて、障がいの有無にかかわらず読書活動や交流ができるよう環境づくりに努めることとしています。

p31 「地域ケア会議の開催」: 地域生活支援拠点の整備・運営に関する協議や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、加賀市じりつ支援協議会内に「地域ケア会議」を設置します。

p34 「サービスの質を向上させるための取組」: 県が実施する障害福祉サービス等の研修への参加や、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析・活用を行います。(国の基本指針によるもの)

第2部第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

1 成果目標 (p45～p55)

- 国の基本指針に即して、成果目標と主な活動指標を、次のとおり設定しています。

※【新】は新規項目です。

(1) 施設入所者の地域生活への移行 (p45)

- 令和5年度末の施設入所者数: 123人

(令和元年度末時点の施設入所者数 125 人から 1.6% (2 人) 以上削減)

- 地域生活移行者数 : 8 人

(令和元年度末時点の施設入所者数 125 人の 6% (8 人) 以上が地域生活へ移行)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (p46)

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催状況(開催回数、参加者数、評価の実施状況)の見込みを設定(地域ケア会議の開催を想定)【新】
- 精神障がい者の地域移行に関するサービス利用の見込みを設定【新】

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (p47)

- 令和5年度末までの地域生活支援拠点等の箇所数 : 1 箇所確保
- 運用状況の検証および検討 : 年 1 回以上実施(地域ケア会議を想定)【新】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 (p48~p50)

① 一般就労移行者数 (p48)

- 【全体】令和元年度の一般就労への移行実績(2 人)の 1.27 倍以上 : 5 人
- 【就労移行支援事業】令和元年度実績(0 人)の 1.30 倍以上 : 2 人【新】
- 【就労継続支援 A 型事業】令和元年度実績(0 人)の 1.26 倍以上 : 1 人【新】
- 【就労継続支援 B 型事業】令和元年度実績(2 人)の 1.23 倍以上 : 2 人【新】

② 就労定着支援事業の利用者数 (p49)

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者の割合 : 7 割【新】

③ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率 (p50)

- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合 : 7 割以上【新】

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等 (p50~p53)

① 児童発達支援センターの整備 (p50)

- 令和5年度末時点の児童発達支援センター数：1箇所以上
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（p51）
 - 令和5年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：構築
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（p51）
 - 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数：各1箇所以上（南加賀圏域内で確保）
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（p52）
 - 令和5年度末時点の医療的ケア児支援の協議の場の設置（令和5年度における協議の回数）：4回
 - 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のコーディネーター配置人数：4人
- (6) 相談支援体制の充実・強化等【新】（p53～p54）
 - 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保：確保
 - 上記の活動指標として、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化の実施見込みを設定しています。（基幹相談支援センターによる市内相談支援事業所（6カ所）への指導等を想定）
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】（p54～p55）
 - サービスの質を向上させるための体制の構築：構築
 - 上記の活動指標として、県が実施する障害福祉サービスの研修への市職員の参加人数や障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有回数の見込みを設定しています。

2 障害福祉サービスの見込み（p56～p63）

○ これまでの実績等（利用者数の伸び率など）を踏まえて、見込量等を設定しています。

○ サービスの種類（(1)訪問系サービス、(2)日中活動系サービス、(3)居住系サービス、(4)相談支援）ごとに、①サービスの概要、②現状と課題、③令和5年度までのサービス見込量、④サービス見込量確保のための方策を記載しています。

3 障害児通所支援サービスの見込み（p64～p67）

○ これまでの実績等（利用者数の伸び率など）を踏まえて、見込量等を設定しています。

○ サービスの種類（(1)障害児通所支援、(2)障害児相談支援等）ごとに、①サービスの概要、②現状と課題、③令和5年度までのサービス見込量、④サービス見込量確保のための方策を記載しています。

4 発達障がい者等に対する支援体制の見込み【新】（p68）

○ 発達障がい者等に対する支援体制として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数の見込量等を設定しています。

5 地域生活支援事業の見込み（p69～p79）

○ これまでの実績等（利用者数の伸び率など）を踏まえて、見込量等を設定しています。

○ 事業の種類（(1)必須事業、(2)任意事業）ごとに、①事業の概要、②事業の実施に関する考え方、③令和5年度までの事業の見込量、④事業の見込量確保のための方策を記載しています。